

奈良県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十四号

奈良県税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県税条例施行規則（昭和三十二年四月奈良県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第十五条第三項」を「第十五条第四項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（職権による換価の猶予に係る提出書類）

第九条の二 条例第十条の五第二号に規定する書類の様式は、第十一号様式の二とする。（申請による換価の猶予に係る申請書類）

第九条の三 法第十五条の六第一項の規定によつて滞納者が申請による換価の猶予の申請をする場合においては、第十一号様式の三による申請書を県税事務所長等に提出しなければならぬ。

2 法第十五条の六第三項において準用する法第十五条第四項の規定によつて滞納者が申請による換価の猶予の期間の延長を申請する場合においては、第十一号様式の四による申請書を県税事務所長等に提出しなければならぬ。

第七号様式中「60日」を「3か月」に、「審査請求（この通知書を発付した者が知事である場合は、異議申立て）」を「審査請求」に、「審査請求（この通知書を発付した者が知事である場合は、異議申立て。以下同じ。）」を「審査請求に対する裁決」に改む。

第八号様式中「60日」を「3か月」に、「審査請求（この催告書を発付した者が知事である場合は、異議申立て）」を「審査請求（この催告書を発付した者が知事である場合は、異議申立て。以下同じ。）」に對する裁決（この催告書を発付した者が知事である場合は、決定。以下同じ。）」を「審査請求に対する裁決」に改む。

第九号様式中「60日」を「3か月」に、「審査請求（この告知書を発付した者が知事である場合は、異議申立て）」を「審査請求（この告知書を発付した者が知事である場合は、異議申立て。以下同じ。）」に對する裁決（この告知書を発付した者が知事である場合は、決定。以下同じ。）」を「審査請求に対する裁決」に改む。

第十号様式及び第十一号様式を次のように改める。

徴収猶予申請書



奈良県知事 殿
奈良県 県税事務所長 殿
奈良県自動車税事務所長 殿

地方税法第15条 第1項第 号 (第5号の場合、第 号類似) の規定により、次のとおり徴収猶予を申請します。
第2項

申請者	住所 所在地	電話番号 () 携帯電話 ()		申請年月日	年 月 日		
	ふりがな 氏名 又は名称	(印)		※事務所整理番号			
	個人番号又は法人番号			(右詰で記載)			
納付(納入)すべき徴収金	年度	税目	別納期限	税額	加算金	延滞金	計
			・	円	円	法律による金額 円	円
			・			"	
			・			"	
			・			"	
納付(納入)すべき徴収金のうち、徴収猶予を受けようとする金額							
猶予該当事実の詳細							
(第2項該当の場合は記載不要)							
一時に納付(納入)することができない事情の詳細							
納付(納入)計画	年月日	納付(納入)金額	年月日	納付(納入)金額	年月日	納付(納入)金額	
		円		円		円	
		円		円		円	
		円		円		円	
		円		円		円	
猶予期間		年 月 日から 年 月 日まで 月間					
差押解除の有無		無 ・ 有 (理由)					
担保	<input type="checkbox"/> 有	担保財産の詳細(種類、数量、価格、所在等)又は提供できない特別の事情					
	<input type="checkbox"/> 無						
資金調達の方法							

注 個人番号又は法人番号欄は、納税者(特別徴収義務者)の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいいます。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいいます。)を記載してください。

添付する書類欄			
<input type="checkbox"/> 財産目録	<input type="checkbox"/> 収支の明細書		
<input type="checkbox"/> 財産収支状況書	<input type="checkbox"/> 担保関係書類		



徴収猶予期間延長申請書

奈良県知事 殿
 奈良県 県税事務所長 殿
 奈良県自動車税事務所長 殿

地方税法第15条第4項の規定により、次のとおり徴収猶予期間の延長を申請します。

申請者	住所 所在地	電話番号 () 携帯電話 ()		申請年月日	年 月 日			
	ふりがな 氏名 又は名称	(印)		※事務所整理欄	整理番号			
	法人番号							
徴収延長に 猶予する 徴収 期間金	年度	税目	期別	納期限	税額	加算金	延滞金	計
				・	円	円	法律による金額 円	円
				・			"	
				・			"	
				・			"	
猶予期間			年 月 日					
猶予期間内に 猶予を受けた 金額を納付 (納入)する ことができない 理由								
納付 (納入) 計画	年月日	納付(納入)金額		年月日	納付(納入)金額		年月日	納付(納入)金額
		円			円			円
		円			円			円
		円			円			円
延長期間			年 月 日から 年 月 日まで 月間					
差押解除の有無		無 ・ 有 (理由)						
担保	<input type="checkbox"/> 有	担保財産の詳細 (種類、数量、価 格、所在等) 又は 提供できない 特別の事情						
	<input type="checkbox"/> 無							
資金調達の方法								

注 法人番号欄は、納税者（特別徴収義務者）の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいいます。）を記載してください。

添付する書類欄			
<input type="checkbox"/> 財産目録	<input type="checkbox"/> 収支の明細書	<input type="checkbox"/> 財産収支状況書	<input type="checkbox"/> 担保関係書類

第十一号様式の次に次の三様式を加える。



換価の猶予申請書

奈良県知事 殿
 奈良県 県税事務所長 殿
 奈良県自動車税事務所長 殿

地方税法第15条の6第1項の規定により、次のとおり換価の猶予を申請します。

申請者	住所 所在地	電話番号 () 携帯電話 ()		申請年月日	年	月	日		
	ふりがな 氏名 又は名称	(印)		※事務所整理欄	整理番号				
	個人番号又は法人番号			(右語で記載)					
納付(納入)すべき徴収金	年度	税目	別	納期限	税額	加算金	延滞金	計	
				・	円	円	法律による金額 円	円	
				・			"		
				・			"		
納付(納入)すべき徴収金のうち、納付(納入)することが困難なため、換価の猶予を受けようとする金額									
一時に納付(納入)することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細									
納付(納入)計画	年月日	納付(納入)金額		年月日	納付(納入)金額		年月日	納付(納入)金額	
		円			円			円	
		円			円			円	
		円			円			円	
猶予期間 年 月 日から 年 月 日まで 月間									
担保	<input type="checkbox"/> 有	担保財産の詳細(種類、数量、価格、所在等)又は提供できない特別の事情							
	<input type="checkbox"/> 無								
資金調達の方法									

注 個人番号又は法人番号欄は、滞納者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいいます。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいいます。)を記載してください。

添付する書類欄			
<input type="checkbox"/> 財産目録	<input type="checkbox"/> 収支の明細書	<input type="checkbox"/> 財産収支状況書	<input type="checkbox"/> 担保関係書類



換価の猶予期間延長申請書

奈良県知事殿
 奈良県 県税事務所長殿
 奈良県自動車税事務所長殿

地方税法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の規定により、次のとおり換価の猶予期間の延長を申請します。

申請者	住所所在地	電話番号 () 携帯電話 ()		申請年月日	年 月 日			
	ふりがな氏名又は名称	(印)		※事務所整理番号				
	法人番号							
換価の係る予徴期間金	年度	税目	期別	納期限	税額	加算金	延滞金	計
				・ ・	円	円	法律による金額 円	円
				・ ・			"	
				・ ・			"	
				・ ・			"	
猶予期限			年 月 日					
猶予期間内に猶予を受けた金額を納付(納入)することができない理由								
納付(納入)計画	年月日	納付(納入)金額	年月日	納付(納入)金額	年月日	納付(納入)金額		
		円		円		円		
		円		円		円		
		円		円		円		
		円		円		円		
延長期間		年 月 日から 年 月 日まで 日間						
担保	<input type="checkbox"/> 有	担保財産の詳細(種類、数量、価格、所在等)又は提供できない特別の事情						
	<input type="checkbox"/> 無							
資金調達の方法								

注 法人番号欄は、滞納者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいいます。)を記載してください。

添付する書類欄			
<input type="checkbox"/> 財産目録	<input type="checkbox"/> 収支の明細書	<input type="checkbox"/> 財産収支状況書	<input type="checkbox"/> 担保関係書類

第七十九号様式(圓)中「不服の申立て」を「審査請求」に、 「60日」を「3か月」に改める。

第八十号様式から第八十二号様式までの規定中「60日」を「3か月」に改める。

「県民税利子割不申告加算金決定通知書兼納付通知書

第八十三号様式中

「県民税利子割不申告加算金決定通知書兼納付通知書

を 年 月 日」に「60

日」を「3か月」に改める。

第八十三号様式の二及び第八十三号様式の三中「60日」を「3か月」に改める。

第八十四号様式(圓)中「不服の申立て」を「審査請求」に、 「60日」を「3か月」に改める。

第八十五号様式中「60日」を「3か月」に改める。

第八十六号様式(圓)、第八十八号様式(圓)、第九十号様式(圓)及び第九十一号様式(圓)中「不服の申立て」を「審査請求」に、 「60日」を「3か月」に改める。

第九十六号様式中「60日」を「3か月」に、 「審査請求（この告知書を発付した者が知事である場合は、異議申立て）」を「審査請求」に、 「審査請求（この告知書を発付した者が知事である場合は、異議申立て。以下同じ。）」に対する裁決（この告知書を発付した者が知事である場合は、決定。以下同じ。）」を「審査請求に対する裁決」に改める。

第九十八号様式(その一)中「60日」を「3か月」に、 「審査請求（この通知書を発付した者が知事である場合は、異議申立て）」を「審査請求」に、 「審査請求（この通知書を発付した者が知事である場合は、異議申立て。以下同じ。）」に対する裁決（この通知書を発付した者が知事である場合は、決定。以下同じ。）」を「審査請求に対する裁決」に改める。

第九十八号様式(その二)中「60日」を「3か月」に改める。

第九十九号様式(圓)及び第一百号様式(圓)中「不服の申立て」を「審査請求」に、 「60日」を「3か月」に改める。

第一百三号様式から第一百六号様式までの規定中「60日」を「3か月」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。